毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは繰下発行)

0

0

JJX	福祉を沮害するものとして指定した。(昭和二十七年香川県条例第二十二号)	●香川県告示第六百六十五号	の公主	監査委員公表○土地改良事業の適否決定(土地)		融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関	5.十四年香川県台京第二宮六十二号(旨を弋里を悪箋曷女が又内の位置指定(三件) (建)	○道路の供用開始 (道路4)○道路の区域変更(二件)	○漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅(○漁業法の規定による内水面における区画漁業の免許(○	○漁業法の規定による区画漁業の免許 (水 産 課)○有害図書の指定	[目 次 (◉印は、県法規集掲載事項)	を 第80	号
武紀	第八条第二項の規定			(土地改良課)	書	一部改正	文 築 課 課 。	道路保全課)	<i>" "</i>	産参画課)			平成1	
	規定		Ŧi.	Γ	Д	1	-	Ξ	T	<u> </u>	T	ページ	10月8日(金	
174	173	172	171	170	169	168	167	166	165	164	163	162	161	指定 指番号 年
											\Box	年十月	平成十六	指 定年月日
						44		44	11		<u> </u>			
, , I	*	, I	*	*	*	雑誌	"	発生声点	13、95	° I	*	*	雜誌	定 種別
《KEITAI BANDITS 10月号(vol. 40)	" ビデオボーイ 10月号 (No.246)	DX ビデオ&DVD	" Cream 10月号 (No.147)	Oh!ハプニング!!Dr. ピカソ特別編集(Vol.1)	が、 Dr. ピカソ 10月号(No.115)	雜誌 BURST 10月号 (vol. 2)	別冊 BUBKA	雑誌 ^{ホイップ} 10月号 (No.57)	コミッカ Gatsun! 10月号 (No.80)	MeruFre!BOMBER 10月号 (NUMBER-041)			雑誌 月	
KEITAI BA	ビデオボ・		Cream 10月号	Oh! Dr.	Dr. ピカソ 10月号	BURST		ホイップ 10月号	Gatsun! 10月号	Meru F re 10月号	ザ・ベス	*	雜誌	種別図書
KEITAI BANDITS 10月号(vol. 40)	ビデオボーイ 10月号(No.246)	DX ビデオ&DVD 10月号	Cream 10月号(No.147)	Oh!ハプニング!! Dr. ピカソ特別編集(Vol.1)	Dr. ピカソ 10月号 (No.115)	BURST 10月号 (vol.2)	別冊 BUBKA 10月号	ホイップ 10月号 (No.57)	Gatsun! 10月号(No. 80)	Meru Fre!BOMBER 10月号 (NUMBER-041)	ザ・ベスト MAGAZINE 10月号(No. 245)	ザ・ベスト MAGAZINEspecial 10月号(NO-135)	#記 ザ・ベスト MAGAZINEplusone #記 ザ・ベスト MAGAZINE10 月号増刊	種別 図 書 名 雑誌コー

香

Ш

県

報

平成十六年十月八日

香

第九	
七匹	
号)	

●香川県告示第六百六十六号

| 一日次のとおり免許した。 | 一日次のとおり免許した。 | という。) で公示した区画漁業について、平成十六年十月 | 五漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十条の規定により、平成十六年香川県告 | 四

平成十六年十月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

免許番号 別表のとおり

二 漁業の名称及び時期並びに漁場の位置及び区域 告示のとおり

一 存続期間 平成十六年十月一日から平成二十年九月三十日まで

四 制限又は条件 告示のとおり

五 漁業権者の氏名又は名称及び住所 別表のとおり

別表

番地90	小豆郡土庄町甲24番地90	土庄中央漁業協同組合	1	区第128号
所	住	氏名又は名称	の番号	光町番り
	権 者	漁業	告示中	#

小豆郡内海町苗羽甲2281番地1	内海町漁業協同組合	5	区第406号	
小豆郡内海町苗羽甲2281番地1	内海町漁業協同組合	4	区第405号	
小豆郡内海町苗羽甲2281番地1	内海町漁業協同組合	3	区第404号	
小豆郡土庄町伊喜末1番地4	四海漁業協同組合	2	区第129号	

●香川県告示第六百六十七号

平成十六年十月一日次のとおり免許した。

不第五百八十九号(以下「告示」という。)で公示した内水面における区画漁業について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十条の規定により、平成十六年香川県告

平成十六年十月八日

免許番号 別表のとおり

香川県知事

真

鍋

武

紀

二)漁業の種類、名称及び時期並びに漁場の位置及び区域

告示のとおり

三 存続期間 平成十六年十月一日から平成二十一年三月三十一日まで

四 制限又は条件 告示のとおり

ユ 漁業権者の氏名又は名称及び住所 別表のとおり

別表

内区第277号 2	内区第276号 1	光 田 笛 ケ の番号	# [I
宮本 一重	川西 孝利	氏名又は名称	漁
三豊郡高瀬町大字比地2959—	高松市上福岡町663-13	住所	業 権 者

●香川県告示第六百六十八号

き義務は、平成十六年十月五日限り消滅したので告示する。により、福田加入区について、平成十二年香川県告示第六百四十七号による保険に付すべ漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定

平成十六年十月八日

•

香川県知事

真

鍋

武

紀

香川県告示第六百六十九号

_

のように変更し、同項の規定に基づき告示する 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十月八日から同月二十

九日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十月八日

香川県知事 真 鍋 武

紀

道路の種類 県道 (主要地方道)

路 線 名 善通寺詫間線 (四十八号)

道路の区域

善通寺市吉原町空	善通寺市吉原町宮	区
町字西渕二一六八番	ら。 吉原町字口ノ町五二四番	間
後	前	前後 別 更
四	一 九 / 六 四 七	(メートル)敷地の幅員
九九三	九九三	(メートル) 長
備行者道の整	交通安全施 を を で 通安全施	備考
		-

●香川県告示第六百七十号

のように変更し、同項の規定に基づき告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

九日まで一般の縦覧に供する。 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十月八日から同月二十

平成十六年十月八日

香川県知事 真 鍋 武

紀

道路の種類 県道 (一般)

路線 名 本町小瀬土庄港線 (二百五十四号)

三 道路の区域

区
間
前後 別 更
(メートル)敷地の幅員
(メートル) 長
備
考

四地先から 四地先まで 小豆郡土庄町字堀切甲一四八〇番 小豆郡土庄町字堀切甲一四八〇番 後 前 〇 七 九 · 九 \ () 八・六 Ŧi. — 五 Ŧi. 設事業によ る現道拡幅 交通安全施

●香川県告示第六百七十一号

の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路

九日まで一般の縦覧に供する。 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十月八日から同月二十

平成十六年十月八日

香川県知事

真

鍋

武

紀

路線 道路の種類 名 県道 (主要地方道) 長尾丸亀線 (四十六号)

道路の区域

まで 丸亀市川西町南字中方 丸亀市川西町南字香川・	区
市川西町南字中方一〇七三番一五地先市川西町南字香川方一三二五番一地先	間
三 / 六 · 七 一	(メートル)敷地の幅員
三九	(メートル) 長
一部 日 日 日 日 日 日 日 で 変 更 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	備考

供用開始の期日 平成十六年十月八日

四

●香川県告示第六百七十二号

路の位置を次のように指定した。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、道

平成十六年十月八日

(第九一七四号)

香

Ш

県

報

香

(第九一七四号)

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 番 号 坂土指道 第十二号

指 定年 月日 平成十六年九月二十一日

三 指定道路の位置 綾歌郡綾歌町岡田西字新田三 二五四─三、二五四─四、二五六─四、二五七─四、二五七─六及 | 供する。 |五二一四、二五二一六、二五二一八、

び同地先農道・水路

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・○○メートル及び五・○○メートル

延長 一〇八・〇四メートル

関係の図面は、 香川県土木部建築課及び香川県坂出土木事務所総務課において閲覧に供 | 六年十月一日から適用する

●香川県告示第六百七十三号

路の位置を次のように指定した。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、 道

平成十六年十月八日

香川県知事 真 鍋 武

紀

指 定 番 号 善土指道 第十五号

指 定年 月 日 平成十六年九月二十一日

三 指定道路の位置 丸亀市田村町字道東一六五四―一及び一七五四―二

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇〇メートル及び五・〇〇メートル

延長 五五・八三メートル

関係の図面は、 香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に

●香川県告示第六百七十四号

供する。

路の位置を次のように指定した。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、 渞

平成十六年十月八日

香川県知事 真 鍋 武

紀

指 定 番 号 善土指道 第十六号

指 定 年 月 平成十六年九月二十一日

三 四 指定道路の位置 指定道路の幅員とその延長 仲多度郡多度津町大字南鴨字北ノ口四九三─六及び四九三─一○

幅員 六・〇〇メートル

延長 四八・〇二メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に

●香川県告示第六百七十五号

り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等)の一部を次のように改正し、平成十 昭和五十四年香川県告示第二百六十三号(指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取

平成十六年十月八日

野支店の項中「吾川郡伊野町」を「吾川郡いの町」に改める。 指定金融機関 2 指定金融機関の店舗の名称及び位置並びに取り扱う所等の表伊

香川県知事

真

鍋

武

紀

公 告

●香川県公告第四百八十号

良事業を行うことについて平成十六年九月二十七日適当と決定した。 第八条第一項の規定により、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法 次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十六年十月二十二日から同年十一月

|十一日まで縦覧に供する。

平成十六年十月八日

			旭	
"	土地改良区	高松市古高松	土地改良区名	
単独県費補助土地改良事業本三地区		単独県費補助土地改良事業平木池地区	土地改良事業名	香川県知事
"	土地改良課	高松市産業部	縦覧場所	武紀

対は開	●香川													指導			 ン 誰	2	III							又は監	地方	●番川			"
目指法(昭和2)査の結果を参え	香川県監査委員公妻		(.			_			14/					指導注意事項 ア	監査の結果		措置の状況	監査対象年度	阻住凶终即回	***************************************					平成16年10月 8 日	査の結果を参え	自治法(昭和2	香川県監査委員公表第30号			—————————————————————————————————————
- 地力日活法(暗州22年法律弟0/号)弟199衆弟12項の残走により 又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、	公表第31号	3		とは、正当の主義はないない。	たり、日当の額を誤っているの	内海町への出張旅費の支給に当	公用車利用による土庄町及び	旅費の支給に つい て	追給する必要がある。(政策課)	いるので、正当額との差額分を	給に当たり、支給割合を誤って	超過勤務手当及び休日給の支	7	超過勤務手当等の支給につい	福果(対象機関)			平成15年度	以来 部及 O 白 料 回					刮		答として措置を講じた旨の通知が	地方目治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、	長第30号		監査委員公表	単独県費補助土地改良事業北堀江地区
地力目行法(昭和22年法律第67号)第199案第12項の規定により、監査の結案に基づさ は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。	うまよう でき 香木う字田ですし						平成16年9月に返納済みであ				退給済みである。	平成16年9月分の給与支給時に			措置の状況	1				í Ē	同 大瀬昌 義	同 石川稠治	同 名和基延	香川県監査委員 鎌田守恭		又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する	の規定により、監査の結果に基づ				区 // // // // // // // // // // // // //
м °	ω						° %	•				こ 又は監査の	地方	●香川	<u> </u> [指導			3 誰	2	NH L				- X
監理	措置の状況	監 	十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十	監査対象部局						1071	平成16年10月8日	歪の結果を	i自治法(昭	香川県監査委員	! ! !							指導注意事項		C-7H	措置の状況	監査対象年度	監査対象部局				平成16年10月8日
監査の結果(対象機関)		于灰15年/支		農政水産部						I	8 Ш	結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。	地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき	查委員公表第32号	1	林センター、直島環境センター	境・水政策課、廃棄物対策課、		ので、止当額との差額分を返納さ	に当たり、支給割合を誤っている	超過勤務手当又は休日給の支給	超過勤務手当等の支給について	監督の指来(凶象機選)	(田) (田) (田)		平成15年度	環境森林部				8 III
									香川	1		旨の通知がる)条第12項の		_	ンター)	策課、森		を返答と	らないる	窓の攻然	された。									香川県
措置					亘	[]	피	回	香川県監査委員			もったので、	り規定により			(直島環境センタ	平成16年 4	(森林センター)	半成16年	(環境・水西	半成16年 5	H	直					亘	亘	亘	香川県監査委員
置の状況					広 瀬 員 義	i i	石 三 艦 浴	名和基延	無田田子	I -		次のとおり公表する。	、監査の結果に基づる			センター)	平成16年 4 月に追給済みである	,	半成16年3月に返納済みである	(環境・水政策課、廃棄物対策課)	平成16年4月に返納済みである		直の状況					方 瀬 貝 義	石 川 稠 治	名 和 基 延	鎌田 守恭

香

Ш

県

報

平成十六年十月八日

(第九一七四号)

<u>Б</u>.

(購読料月極二千五百円

平成十六年十月八日印刷発行

印刷発行所

香

Ш

県

庁

六